

規約第20条第2項による会費規則

第1条 会員は、この規則の定めるところによって会費を負担する。

第2条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 2千円
- (2) 団体会員 年額 1口10万円
- (3) 賛助会員 年額 個人会員2千円、団体会員1口10万円

第3条 会費の納入は、年額前払いとする。

第4条 会員が退会した時は、既納の会費は、一切返金しない。

附 則

この規則は、平成5年11月6日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分会費から適用する。